

「水野介護老人保健施設」の運営方針5カ条

わが国の介護保険制度は、高齢者の人格を尊重し、健やかな晩年を過ごしてもらおうための仕組みとして、先人たちの努力と英知によって築き上げられてきたものである。

老健は、その中核を担う施設であり、任務も自ずと明らかであるが、その理念を尊重した当施設の具体的な運営方針を以下のとおり明らかにする。

第1条 入所や入院を拒否された、いわゆる介護難民が少なくない。当施設ではすべての入所希望に対して、いっさいの条件をつけることなく真摯に向き合い、「困っている人に救いの手をさしのべる」との精神で受入れの努力をする。ただし、介護保険で実施困難な専門的治療が必要な場合、あるいはご家族から老健の機能・能力を超えた過大な要求があった場合は、この限りでない

第2条 薬づけなど過剰な医療を排し、日常的な運動、バランスのとれた食事、気持ちのこもったリクリエーションを提供することにより、健やかな日々を過ごしていただく

第3条 ご家族との信頼関係を築くため、当施設内で生じた出来事は、職員による不手際も含めて正直、かつ正確にご家族に伝える

第4条 自宅に復帰できた高齢者には、リハビリや医療に関する適切な情報を提供するなど、安心して家庭生活が送れるようにサポートする。また医療機関への受診、再入所などが必要になった場合は迅速に対応する

第5条 上記の目標を達成するには、職員が心身ともに健康でなければならない。そのため、職員用の運動施設や休憩コーナーを充実させるなど、不断の努力で職場の環境改善に取り組む

水野介護老人保健施設
施設長 岡田 正彦